２０２３年５月１８日

**コロナ禍における練習会・大会開催ガイドライン**

各会代表者各位

一般社団法人全日本かるた協会

会　長　　松　川　英　夫

練習会・大会開催ガイドライン（第六版）

　平素より本協会の事業に対し格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

　本協会は全国の感染状況を踏まえ、４月１日に感染対策の緩和を行いました（練習会・大会開催ガイドライン（第五版））。

　また、３月１３日からはマスクの着用が個人の判断に委ねられることになり、国は５月８日より「新型コロナウイルス感染症」を感染症法上の分類を「５類」に引き下げました。

　以上の社会情勢、環境を踏まえ、本協会としては「練習会・大会開催ガイドライン」の感染

対策を更に下記のように緩和いたします。

　ただし、競技かるたは対戦者が間近で１時間以上相対し、言葉も交わすため、他の競技に比

べて感染のリスクが高く、対戦者の要請があればマスクの着用を必須とします。罹患したくない選手や日常的に重症化リスクの高い方（６１歳以上の高齢者・糖尿病・喫煙者・妊婦・その他重篤な疾患等）と接触する選手や自身の重症化リスクが高い選手等は積極的に要請して下さい。何卒ご理解のほどお願いいたします。

注)「大会」とは特に断りない場合は主催大会、公認大会、後援大会全てを含む。

記

**１．感染防止にあたっての基本的対策（練習会、大会共通）**

**(1) 体調不良者の参加自粛**

発熱や体調不良の自覚症状がある者は参加を辞退するよう、大会案内・開会式・練習

開始時などにて呼びかける。

**(2) 手指消毒**

　　練習会、大会とも主催者は選手に手洗い・手指消毒を呼びかける。

**(3) マスク着用**

①選手は全員不織布マスクを持参し、マスクを着用した対戦相手からの要請があれば着用する。読手はマスクを着用し、「立体型」を推奨する。役員・引率者・観覧者などについては個人の判断に委ねる。なお、アレルギーなど健康上の理由により不織布マスクを着用できない者は事前に申し出をし、主催者は適宜代替措置（フェイスシールド・布マスク等のマスク類の着用）を認める。また、熱中症対策には十分留意し適度な水分補給を促す。

②読手と選手との距離を２ｍ以上確保する。

③マスクをしていても大声での会話を行わないこと、咳やくしゃみは人に向かってしないことを徹底させる。

**(4) 換気**

　　　換気を励行する。

**２．社会環境をふまえた開催判断基準（練習会、大会共通）**

本項目は規定しないこととする。今後、国内で重症化率や致死率の高い変異株が出現し

感染が拡大した場合は、改めて開催判断基準を策定する。

**３．公認大会の開催要領**

**（1) 参加者・役員**

参加者・役員は全国から参加可能とする。ただしＤ級・Ｅ級については主催者の判断

で参加者の地域限定ができるものとする。その場合Ｄ級は５回戦以上、Ｅ級は４回戦以

上となる参加人数があることを条件とする。

**（2）一日の試合回数**

分割人数の制限を撤廃し、現行の競技会規程どおりとする。

一日の試合回数は、各級とも６回戦以内とする。

Ａ級については、６４名を超えた場合は分割可とする、２０２２年５月１７日付競技かるた部長通達の「Ａ級分割制度導入について」の制度を優先する。

**（3）開催級**

　　 Ａ級・Ｂ級・Ｃ級は必須、Ｄ級・Ｅ級は主催者の判断に委ねることとする。

**(4) 初段認定大会**

現行を継続する。

**（5）海外在住選手の日本国内の公認大会への出場条件**

　　 入国日を０日として３日間無症状のまま経過した後、大会出場可能とする。

　　 ３日間の健康観察期間は隔離状態である必要はない。ただし、この期間には他人と対戦形式でのかるたの練習は控えることとする。

**(6) 公認大会開催計画書**

公認大会開催計画書には感染対策の実施について記載は不要とする。

**４．大会開催時の留意事項**

**(1) 受付・開会式・組み合わせ発表・対戦結果報告・表彰・閉会式**

　　 参加者が密集しないよう工夫する。

**(2) 更衣室、控室**

十分なスペース確保、使用時間の分散、十分な換気など３密の回避に努める。

**５．その他 (練習会、大会共通)**

　　練習会または大会後に新型コロナウイルスに感染が判明した場合は、本人（保護者）または所属会・学校の責任者は速やかに主催者に報告する。主催者は個人名を伏せた上で当該感染者の対戦者に感染の事実を伝える。

　 なお主催者はあらかじめ大会案内に参加者・主催者に上記の報告義務があること及び感染の事実を知った者は個人情報保護に十分配慮した行動をとる責務があることを明記する。練習会参加者には口頭で伝えるなどして参加者への周知に努める。

**６．本ガイドラインの適時・適切な改正**

　　本ガイドラインは、今後の治療方法の改善、感染状況の変化、その他社会環境の変化等に応じて、医療関係者の助言をふまえ適時・適切に改正を行うものとする。

附則　本ガイドラインは　２０２３年６月１日から施行する。

以上